

証券コード1893

平成20年6月6日

株 主 各 位

東京都文京区後楽二丁目2番8号

五洋建設株式会社

取締役社長 村 重 芳 雄

第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第58期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成20年6月26日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都文京区後楽二丁目2番8号
当社本店 11階会議室
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第58期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第58期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役9名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件

以 上

お願い：当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.penta-ocean.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添 付 書 類)

事 業 報 告

(自 平成19年 4 月 1 日
至 平成20年 3 月 31 日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の我が国の経済は、好調な企業業績を背景に民間設備投資が堅調であったことや輸出が底堅く推移したことから、全般的に緩やかに景気が拡大しました。しかしながら、サブプライムローン問題や原油価格・原材料価格の高騰により、景気の先行きに不透明感が見られました。

国内の建設投資につきましては、好調な企業収益に下支えされて民間設備投資が引き続き堅調に推移したものの、公共投資の削減基調が続いていることや、マンションの耐震強度偽装問題に端を発した建築基準法改正の影響で、住宅投資が大幅に減少したことから、全体としては低調に推移いたしました。加えて、建設業は、この数年、独占禁止法の改正を契機とした過去の悪しき慣習からの決別、公共工事における品質と技術を重視した総合評価落札方式の導入等、まさに構造改革を迫られています。当連結会計年度は、それらに伴う受注競争の激化に加え、資材価格・外注費の高騰など、利益の伴う事業量の確保という観点からは厳しい経営環境が続きました。一方、海外の建設市場につきましては、当社グループの主要市場である東南アジア及び中東で、物流施設や都市開発等、旺盛な建設需要に支えられ、前年度に引き続き好調に推移いたしました。

このような厳しい競争環境が続く中、当社グループは、利益重視の基本原則を堅持しつつ、利益の伴った受注確保に全社を挙げて取り組んでまいりました。総合評価落札方式への取り組みを強化するとともに、技術力を活かして民間工事の受注拡大に取り組みました。その結果、建設受注高は、この2年間、防衛施設庁発注工事及び名古屋市地下鉄工事を巡る談合事件に関連して国及び地方自治体から指名停止等の行政処分を受けたにも関わらず、2期連続して増加いたしました。特に、当連結会計年度は、海外の大型港湾開発工事等が寄与いたしました。

当連結会計年度の連結業績につきましては、売上高3,528億円（前連結会計年度比9.1%増）、営業利益88億円（同90.4%増）、経常利益50億円（同145.3%増）と大幅な増収増益となりました。これは前連結会計年度に比べて指名停止等の影響が低減し、国内土木工事の採算が改善したことに加え、海外工事の採算の改善、団塊世代の退職等で一般管理費が減少したことが主な要因です。しかしながら、主として資材価格や外注費等の高騰による国内建築工事の採算悪化と急激な円高に伴う為替差損の増加等により平成19年5月発表の業績予想（売上高3,700億円、営業

利益95億円、経常利益65億円)を下回る結果となりました。

特別損益として、貸倒引当金繰入額26億円、減損損失7億円等、特別損失42億円を計上いたしました。金融資産の有効活用と退職給付財政の健全化を目的として保有する株式の一部を退職給付信託として追加拠出したことに伴う信託設定益30億円等、特別利益34億円を計上いたしました。その結果、当期純利益は25億円(前連結会計年度は58億円の純損失)となりました。

事業セグメント別の概況は次の通りです。

(建設事業)

当連結会計年度の建設受注高は、国内土木と国内建築が前連結会計年度を下回りましたが、シンガポールの大型港湾開発工事等、海外工事の受注が寄与し、3,950億円と前連結会計年度比7.3%の増加となりました。

財団法人愛知臨海環境整備センター	:	衣浦港3号地廃棄物最終処分場整備事業護岸工事(その3)
九州地方整備局	:	東九州道(清武～北郷間)芳ノ元トンネル新設工事
日本原子力発電株式会社	:	敦賀発電所1号機取水路・取水口取付護岸耐震補強工事
大日本印刷株式会社	:	G10CF堺工場建築工事
東急不動産(株)・名鉄不動産(株)・東京建物(株)・安田不動産(株)	:	(仮称)福島四丁目計画新築工事
広島市	:	広島市(仮称)新球場新築工事
シンガポール政府	:	パシルパンジャン港湾開発工事(ターミナル3,4期工事)
マリーナベイサンズ社	:	アートサイエンス美術館建築工事

建設事業売上高は、国内土木、国内建築、海外ともに前連結会計年度を上回り、売上高3,374億円、前連結会計年度比8.4%増となりました。当社グループの主な完成工事は次の通りです。

四国中央市	:	寒川東部臨海土地造成工事
中国電力株式会社	:	島根原子力(発)3号機防波堤工事
中日本高速道路株式会社	:	東名阪自動車道有松(その2)工事
八重洲開発特定目的会社	:	Brillia Grande みなとみらい新築工事
大日本印刷株式会社	:	黒崎工場第3期棟新築工事
株式会社上組	:	小牧物流センター新1号棟新築工事
日揮株式会社・ケログ社・ブルタフェニッキエンジニアリングJV	:	タングーLNG栈橋工事
フィリピン政府	:	スービック港開発工事

営業利益につきましては、資材価格や外注費等の高騰により国内建築の工事採算が悪化したものの、大型工事の寄与や船舶稼働率の向上により国内土木ならびに海外の工事採算が改善し、完成工事総利益が前連結会計年度に比べて23億円増加したこと、さらには団塊世代の退職等で一般管理費が15億円減少したこと等により、前連結会計年度比96.5%増の79億円となりました。

(開発事業)

開発事業につきましては、財務体質改善策の一環として販売用不動産の売却等を進めた結果、売上高は前連結会計年度比206.6%増の44億円となりました。営業利益につきましては、前連結会計年度より導入した、いわゆる低価法（棚卸資産の評価に関する会計基準）による期中評価減4億円を計上したこともあり、前連結会計年度に比べ4億円減少し、3億円の赤字となりました。

(その他の事業)

造船、機器リース、物品販売等を主な内容とするその他の事業につきましては、売上高は、前連結会計年度比4.5%増の108億円となりました。売上高の過半を占める造船事業において、市況の好調さと設備増強による生産性向上が寄与し、営業利益は前連結会計年度比104.7%増の12億円となりました。

当社グループの事業のセグメント別売上高及び営業利益

(単位：百万円)

区 分	売上高（前期比）	営業利益(△損失)（前期比）
建 設 事 業	337,475(8.4%)	7,969(96.5%)
開 発 事 業	4,436(206.6%)	△370(—)
その他の事業	10,897(4.5%)	1,205(104.7%)
計	352,808(9.1%)	8,804(88.1%)
消 去	— (—)	36(—)
合 計	352,808(9.1%)	8,840(90.4%)

当社の受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	国内土木	171,643	116,443	132,212	155,875
	国内建築	127,065	145,993	125,947	147,111
	海 外	(118,693) 114,593	111,157	54,366	171,383
	計	(417,403) 413,302	373,594	312,526	474,370
開発事業等		2,979	2,349	5,329	—
合 計		(420,382) 416,282	375,944	317,856	474,370

(注) 前期繰越高の上段()内表示額は前期における次期繰越高を表し、下段表示額は当期において外国為替相場が変動したため、前期繰越高を修正したものです。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は、2,003百万円で、主なものは技術研究所など建物の改修ならびに機械・船舶などの新設及び更新によるものです。

(3) 資金調達状況

当社は、運転資金の安定的かつ機動的な調達を行うため、平成18年6月に、総額350億円のシンジケーション方式による長期コミットメントライン契約（契約期間2年間）を31の金融機関と結んでおります。なお、当連結会計年度に、社債及び新株の発行による資金調達はありませんでした。

(4) 対処すべき課題

我が国の経済は、サブプライムローン問題に端を発する米国経済の景気後退懸念や円高・ドル安の進行、原油価格の高騰、物価上昇等、景気の下振れ懸念材料を抱えており、当面は、景気回復は足踏み状態にあると予想されます。しかしながら、民間設備投資は横ばいながらも引き続き高い水準にあり、中国、東南アジア、中東を始めとして世界経済の成長が続く中で、輸出及びそれに伴う生産の増加が見込まれます。

建設業は、この数年、独占禁止法の改正、公共工事における総合評価落札方式の導入、耐震強度偽装問題に端を発した建築基準法の改正等、まさに構造改革を迫られています。それに伴う受注競争の激化に加え、資材価格・外注費の高騰など厳しい経営環境が続いています。その一方で、国際競争力強化のための物流機能強化の観点から、港湾・空港を核とした臨海部への投資が、官庁・民間、国内・海外ともに旺盛であり、臨海部に強みを持つ当社の力を発揮するチャンスが広がっています。また、総合評価落札方式が一般的になるなど、官民ともに真の技術競争時代を迎えています。

先の中期経営計画「Evolution 21」（平成17年度～平成19年度）では、計画初年度の平成17年度はほぼ計画通り目標を達成しましたが、平成18、19年度は、上記のような計画策定時には想定していなかった急激な事業環境の変化に加え、指名停止等の影響により、当初の計画を達成できませんでした。しかしながら、最終年度の平成19年度は、期初の見通しを下回ったものの、前年度に比べ大幅な増益となりました。また、受注競争が激化する中、平成18、19年度と2期連続して受注が増加し、策定当初に想定していた事業量を大幅に上回ることができたことは大きな成果です。財務面においても、資本増強ならびに棚卸資産の低価法の早期適用等、財務の健全化を前倒しで進め、有利子負債の削減目標をほぼ1年前倒しで達成いたしました。

平成20年度を初年度とする新しい3カ年中長期経営計画は、厳しい経営環境を乗り越えて、自ら力強く「前進する」という経営の意思を込めて「Advance 21」と名付けました。事業環境の変化をチャンスと捉え、緩やかな事業量の拡大を図るとともに、技術立社と現場力の強化を推進することにより、名実ともに臨海部ナンバーワン企業として技術競争時代を勝ち抜く所存です。

新中期経営計画「Advance 21」の基本方針は次の通りです。

1) 経営力の強化 ～実効ある内部統制システムの構築・運用

当社グループは、「良質な社会インフラの建設こそが最大の社会貢献」と考え、安全、環境への配慮と技術に裏打ちされた確かな品質の提供を通じて、

株主、顧客、取引先、従業員のみならず、地域社会にとって魅力ある企業として持続的に発展することを目指しています。コンプライアンスの徹底はもとより、あらゆる過去の悪しき慣習から決別し、経営理念、中期ビジョンに掲げるCSR（企業の社会的責任）を常に意識した誠実な企業活動を実践するとともに、グループ全体でリスクマネジメントを推進し、実効ある内部統制システムを構築・運用してまいります。

またこの熾烈な競争を勝ち抜くためには、常に、全社最適、グループ最適を目指してグループを挙げて取り組まなければならない時代です。内部統制の観点だけではなく、競争力強化の観点からグループとして経営戦略が徹底できるようコーポレートガバナンスの強化を図ります。

2) 本業収益力の強化 ～利益の伴った緩やかな事業量の拡大

事業環境の変化をチャンスと捉え、利益重視の基本原則を徹底しつつ、技術競争を勝ち抜き、緩やかな事業拡大を目指します。すなわち、「赤字工事をとらない、赤字工事にしない」という受注時の赤字排除と施工時の品質・安全トラブルの排除を徹底します。また、当社グループが長年培った経験と技術をトータルに活かせる臨海部を中心に、土木、建築ともに営業強化を図り、名実ともに臨海部ナンバーワン企業を目指します。そのため、原点に返って技術立社を推進し、現場力の強化に取り組めます。

この3年間は団塊世代の定年のピークを迎えるため、新卒あるいは中途採用を積極的に行って人材確保を図るとともに、団塊世代の活用によりスムーズな世代交代と人材育成を進める予定です。また、環境、リニューアル、コンサルティング等、将来有望と思われる分野については、積極的に取り組む予定です。

3) 財務体質健全化の継続 ～将来の成長への基盤固め

建設業においても技術と経営に優れた企業のみが生き残れる時代へと変わりつつあります。ここ10年来、財務の健全化に前倒しで取り組んでまいりましたが、依然、有利子負債の水準が高い状況にあります。将来の成長を確実にするためにも、保有不動産の売却を着実に進め、本業の利益を計画通り達成することにより資本の充実を図るとともに、営業キャッシュ・フローを稼ぎ、有利子負債の削減を継続してまいります。

新中期経営計画「Advance 21」の主要な連結ベースの数値目標は下記の通りです。早期復配を目指してまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【主要連結数値目標（平成22年度）】

		平成19年度 実 績	平成22年度 目 標
業績目標	売上高	3,528億円	3,800億円
	経常利益	50億円	100億円
	当期純利益	25億円	40億円
	EPS（1株当たり当期純利益）	10.5円	16円以上
財務目標	有利子負債残高	1,090億円	820億円以下
	D/Eレシオ（ネット）	1.4	1.0以下
	ROE	4.6%	6%以上

なお、当社は、当連結会計年度に、防衛施設庁発注工事ならびに名古屋市地下鉄工事を巡る談合事件に関連して、公正取引委員会より排除措置命令等を受けるとともに、国土交通省より2度にわたり営業停止処分を受けました。また、本年4月に、当社子会社顧問が贈賄容疑で逮捕・起訴されるという事態となりました。株主の皆様をはじめ、社会の皆様に多大のご迷惑をおかけいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。

コンプライアンスはCSRの根幹をなすものであり、かかる事態を二度と繰り返さぬよう全社を挙げて再発防止の徹底を図るとともに、実効あるリスクマネジメント体制を構築し、法令遵守を徹底して参りますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の推移

区 分	平成16年度 第55期	平成17年度 第56期	平成18年度 第57期	平成19年度 第58期
建設受注高(百万円)	344,716	296,045	368,262	395,082
売上高(百万円)	345,266	354,657	323,264	352,808
経常利益(百万円)	8,864	11,341	2,078	5,096
当期純利益(△純損失)(百万円)	2,359	3,875	△5,858	2,570
1株当たり当期純利益(△純損失)(円)	6.25	8.57	△11.92	10.46
総資産(百万円)	411,322	389,366	355,069	340,233
純資産(百万円)	47,640	66,891	57,605	53,862

- (注) 1. 第57期から純資産は「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」に基づき記載しております。
2. 受注高における開発事業及びその他の事業の受注実績については、企業集団内の各社における受注の定義が異なり、また、金額も僅少であるため建設受注高のみ記載しております。
3. 第58期は株式の併合により2株を合わせて1株としたため、発行済株式総数は245百万株となりました。第57期以前の発行済株式総数は第58期と比べて2倍であるため、第57期以前の1株当たり当期純利益(△純損失)は、第58期の発行済株式総数で換算すると2倍となります。
4. 第55期は会計方針の変更(固定資産の減損に係る会計基準の適用)により減損損失8,323百万円並びに厚生年金基金解散益12,501百万円を計上しております。
5. 第56期は無担保転換社債型新株予約権付社債を150億円発行し、全て普通株式に転換されたことから、純資産が増加しております。また、第56期より会計方針の変更(完成工事高の計上基準)を行っており、前連結会計年度と同一の基準を適用した場合と比較して、完成工事高は21,643百万円、売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は2,084百万円増加しております。
6. 第57期は会計処理の変更(棚卸資産の評価に関する会計基準の適用)によりたな卸不動産評価損79億円並びに開発事業損失86億円、減損損失17億円等を合わせて特別損失198億円を計上しました。これに対して投資有価証券売却益54億円を計上しましたが、経常利益の大幅な減少により58億円の当期純損失となりました。総資産は圧縮されたものの、純資産は92億円減少しております。
7. 第58期は、貸倒引当金繰入額26億円、減損損失7億円等特別損失42億円を計上する一方、退職給付信託設定益30億円等特別利益34億円を計上しました。株式市場の低迷の影響および株式の一部を退職給付信託へ拠出したことにより、その他有価証券評価差額金が62億円減少したため、純資産は37億円減少しました。

② 当社の財産及び損益の推移

区 分	平成16年度 第55期	平成17年度 第56期	平成18年度 第57期	平成19年度 第58期
受 注 高 (百万円)	326,908	276,496	347,388	375,944
売 上 高 (百万円)	317,359	318,959	289,270	317,856
経 常 利 益 (百万円)	7,649	9,584	466	3,081
当期純利益(△純損失) (百万円)	1,615	2,855	△6,744	1,389
1株当たり当期純利益(△純損失) (円)	4.28	6.31	△13.72	5.66
総 資 産 (百万円)	384,088	356,147	321,606	307,210
純 資 産 (百万円)	45,573	63,771	53,574	48,710

- (注) 1. 第57期から純資産は「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」に基づき記載しております。
2. 第58期は株式の併合により2株を合わせて1株としたため、発行済株式総数は245百万株となりました。第57期以前の発行済株式総数は第58期と比べて2倍であるため、第57期以前の1株当たり当期純利益(△純損失)は、第58期の発行済株式総数で換算すると2倍となります。
3. 第55期は、会計方針の変更(固定資産の減損に係る会計基準の適用)により減損損失8,317百万円並びに厚生年金基金解散益11,918百万円を計上しております。
4. 第56期は無担保転換社債型新株予約権付社債を150億円発行し、全て普通株式に転換されたことから、純資産が増加しております。また、第56期より会計方針の変更(完成工事高の計上基準)を行っており、前期と同一の基準を適用した場合と比較して、完成工事高は21,103百万円、売上総利益、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は2,078百万円増加しております。
5. 第57期は会計処理の変更(棚卸資産の評価に関する会計基準の適用)により販売用不動産等評価損79億円並びに開発事業損失86億円、減損損失17億円等を合わせて特別損失197億円を計上しました。これに対して投資有価証券売却益54億円を計上しましたが、経常利益の大幅な減少により67億円の当期純損失となりました。総資産は圧縮されたものの、純資産は101億円減少しております。
6. 第58期は、貸倒引当金繰入額24億円、減損損失4億円等特別損失35億円を計上する一方、退職給付信託設定益30億円等特別利益32億円を計上しました。株式市場の低迷の影響および株式の一部を退職給付信託として抛出したことにより、その他有価証券評価差額金が62億円減少したため、純資産は48億円減少しました。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
五 栄 土 木 株 式 会 社	百万円 200	% 100	土木・建築工事の設計施工、 建設用資機材の保有及びリース
洋 伸 建 設 株 式 会 社	66	100	土木・建築工事の設計施工、 建設用資機材の保有及びリース
九 州 洋 伸 建 設 株 式 会 社	40	100	土木工事の設計施工、 建設用資機材の保有及びリース
ペンタビルダーズ株式会社	50	100	建築工事の設計施工、 建設用資機材の保有及びリース
警 固 屋 船 渠 株 式 会 社	30	100	船舶の製造・修理及び販売

当社グループは、当社と上記の重要な子会社5社を含む連結子会社25社及び持分法適用の関連会社2社から構成されています。当連結会計年度中に、保険代理事業等を営むペンタ保険サービス株式会社を設立し、連結子会社とするとともに、長崎総合管理株式会社は清算終了により、モダンマインド社はグループ外の外国法人への事業譲渡により、連結子会社の範囲から外しました。また、計測情報システム株式会社は清算終了のため、持分法適用関連会社の範囲から外しました。

(7) 主要な事業内容

事 業 名	事 業 内 容
建 設 事 業	建設業法による特定建設業者（特-19）第1150号として国土交通大臣の許可を受け、土木、建築ならびにこれらに関連する事業を行っております。
開 発 事 業	宅地建物取引業法により宅地建物取引業者（11）第1635号として国土交通大臣の許可を受け、不動産に関する事業を行っております。
そ の 他 の 事 業	主として子会社において、建設資材の販売、機器リース及び造船事業、環境関連コンサルタント事業等の事業活動を展開しております。

(8) 主要な営業所など（平成20年3月31日現在）

① 当社

本 店：	東京都文京区後楽二丁目2番8号	
支 店：	札幌支店（札幌市）	東北支店（仙台市）
	北陸支店（新潟市）	東京建築支店（東京都文京区）
	東京土木支店（東京都文京区）	名古屋支店（名古屋市）
	大阪支店（大阪市）	中国支店（広島市）
	四国支店（松山市）	九州支店（福岡市）

技術研究所：栃木県那須塩原市

海外事業所：シンガポール営業所
マレーシア営業所
マニラ事務所
ドバイ事務所

香港営業所
エジプト営業所
バンコク事務所

インドネシア営業所
コロンボ事務所
ハノイ事務所

② 重要な子会社

五栄土木株式会社
洋伸建設株式会社
九州洋伸建設株式会社
ペンタビルダーズ株式会社
警固屋船渠株式会社

本店（東京都江東区）
本店（広島市中区）
本店（福岡市博多区）
本店（東京都新宿区）
本店（広島県呉市）

(9) 従業員の状況（平成20年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
人 3,414	人 減 50

② 当社の従業員の状況

従業員数			前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
技術	事務	計			
人 2,108	人 670	人 2,778	人 減 60	才 43.8	年 20.3

(10) 主要な借入先（平成20年3月31日現在）

借入先	借入金額残高
株式会社みずほコーポレート銀行	百万円 19,570
みずほ信託銀行株式会社	9,263
株式会社りそな銀行	7,031

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式に関する事項（平成20年3月31日現在）

- ・発行可能株式総数 599,135,000株
- ・発行済株式の総数 245,682,466株
※自己株式81,444株を除く
- ・株主数 50,871名（前期末比 150名減）
- ・大株主

株 主 名	持 株 数
	千株
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	7,059
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	6,731
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	6,656
株 式 会 社 損 害 保 険 ジ ャ パ ン	6,113
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,048
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント	4,603
昭 栄 株 式 会 社	4,119
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	3,934
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	3,470
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,250

(2) その他株式に関する重要な事項

平成19年6月28日開催の株主総会でご承認いただいた決議に基づいて、平成19年8月7日に2株を1株にする株式併合を実施するとともに、単元株式数を1,000株から500株に変更いたしました。

また、単元未満株式の買取りにより、併合前に21,601株、及び併合後に9,606株の普通株式を、総額5,140千円で取得いたしました。平成20年3月末では普通株式81,444株（20,323千円）を保有しています。なお、当期においては自己株式の処分等はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

平成20年3月31日における取締役及び監査役は次の通りです。

会社における地位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況など
代 表 取 締 役 社 長	村 重 芳 雄	
代 表 取 締 役	川 上 和 行	執行役員副社長 建築部門担当
代 表 取 締 役	津 田 映	専務執行役員 経営管理本部長
取 締 役	上 瀬 純 一	専務執行役員 土木部門土木本部長
取 締 役	近 藤 浩 右	常務執行役員 土木部門土木営業本部長
取 締 役	滝 本 義 久	執行役員 経営管理本部副本部長
取 締 役	齋 藤 雅 文	執行役員 建築部門建築本部長
取 締 役	友 田 順 久	
常 勤 監 査 役	川 本 宏 祐	
常 勤 監 査 役	黒 川 薫	
常 勤 監 査 役	横大路 啓 司	
監 査 役	小 松 孝 明	平成総合サービス株式会社代表取締役

- (注) 1. 取締役のうち、友田順久氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 監査役のうち、黒川薫氏、横大路啓司氏、小松孝明氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役です。
3. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次の通りです。
- (1) 監査役岩崎義輝氏は、平成19年6月28日に辞任により退任いたしました。
- (2) 平成19年6月28日開催の第57期定時株主総会において、小松孝明氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
- (3) 取締役上瀬純一氏は、平成20年3月31日に辞任により退任いたしました。

当社は執行役員制度を導入しており、平成20年3月31日における執行役員は次の通りです。

役 職	氏 名	担当及び主な職業
※執行役員社長	村 重 芳 雄	
※執行役員副社長	川 上 和 行	建築部門担当 兼 建築部門建築営業本部長
執行役員副社長	山 田 俊 郎	土木部門担当
※専務執行役員	津 田 映	経営管理本部長 兼 C S R推進委員会担当 兼 国際事業本部担当
※専務執行役員	上 瀬 純 一	土木部門土木本部長 兼 技術研究所担当
専務執行役員	黒 川 三 郎	東京土木支店長
常務執行役員	中 原 有 策	安全環境本部長 兼 C S R推進室長
常務執行役員	江 頭 素 樹	土木部門担当
常務執行役員	俵 輝 美	建築部門担当
常務執行役員	田 村 亮	土木部門担当
常務執行役員	瀧 田 正 一	土木部門担当
※常務執行役員	近 藤 浩 右	土木部門土木営業本部長
常務執行役員	岡 部 憲 一	土木部門担当
常務執行役員	綾 田 巖	東京建築支店長
常務執行役員	小 林 義 明	九州支店長
常務執行役員	井 田 潔 志	中国支店長
常務執行役員	大 沼 良 文	札幌支店長
常務執行役員	中 伸 好	建築部門担当
常務執行役員	大 内 久 夫	土木部門担当
常務執行役員	高 野 一 男	土木部門担当
執行役員	豊 田 文 延	安全環境担当
執行役員	原 田 泰 明	東北支店長
※執行役員	滝 本 義 久	経営管理本部副本部長 兼 経営管理本部総務部長
※執行役員	齋 藤 雅 文	建築部門建築本部長
執行役員	西 村 清 和	東京土木支店副支店長 兼 東京建築支店副支店長
執行役員	柿 本 泰 二	国際事業本部長
執行役員	佐々木 邦 彦	人事部長 兼 経営管理本部副本部長
執行役員	山 下 純 男	名古屋支店長
執行役員	小 倉 隆 夫	大阪支店長
執行役員	澤 畑 誠	土木部門土木本部副本部長
執行役員	中 山 信 也	建築部門都市開発本部長
執行役員	吉 川 尚 雅	東京建築支店副支店長

(注) 1. ※は取締役兼務者です。

2. 当事業年度中の執行役員の異動は次の通りです。

- (1) 平成19年4月1日に、澤畑 誠氏、中山信也氏、吉川尚雅氏が執行役員に就任いたしました。
- (2) 平成19年6月28日に大内久夫氏が常務執行役員に就任し、横田満人氏、中村 勝氏が常務執行役員を退任いたしました。
- (3) 平成19年8月1日に高野一男氏が常務執行役員に就任いたしました。

- (4) 平成19年8月26日に多治見利典氏が逝去により常務執行役員を退任いたしました。
- (5) 平成20年3月31日に上瀬純一氏、黒川三郎氏が専務執行役員を、中原有策氏が常務執行役員を、豊田文延氏が執行役員を退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役及び監査役の報酬の額は次の通りです。

取締役 8人 154百万円 (うち社外取締役 1名 14百万円)
 監査役 4人 50百万円 (うち社外監査役 3名 32百万円)

- (注) 1. 取締役の支給人員と支給額には期中に退任した取締役を含めております。
 2. 当社は平成19年5月に役員退職慰労金制度(執行役員を含む)を廃止しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況等

氏 名	兼任の職務	会 社 名
小 松 孝 明	代表取締役社長 監査役	平成総合サービス株式会社 片倉工業株式会社

② 主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
友 田 順 久	当事業年度に開催した取締役会25回中25回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。
黒 川 薫	当事業年度に開催した取締役会25回中24回に、監査役会16回中16回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。
横大路 啓 司	当事業年度に開催した取締役会25回中23回に、監査役会16回中16回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。
小 松 孝 明	就任後開催の取締役会19回中16回に、監査役会12回中11回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款の規定に基づいて、社外役員との間に、社外役員の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本監査法人

(2) 当事業年度に係わる会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
① 当社の当事業年度に係わる会計監査人の報酬等の額	60百万円
公認会計士法第2条第1項の業務に係わる報酬等の額	59百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係わる報酬等の額	1百万円
② 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	60百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、これらの合計額をそのまま記載しております。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、財務報告に係る内部統制の整備・運用・評価等についての助言業務及び海外競争入札における要約財務情報等の証明業務を委託し、対価を支払っております。
3. 報酬等の額は、消費税等抜きの金額で記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の合意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案します。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他の業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第5項に従い、平成18年5月8日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）の整備方針を決議いたしました。さらに、平成19年5月の見直しに引き続き、平成20年5月8日開催の取締役会において、コンプライアンスを含めたリスク管理体制の一層の徹底ならびに子会社を含めたグループ全体の実効ある内部統制システムの構築の整備・実施状況を踏まえ、さらなる遂行を図るため、同方針を下記の内容に改定いたしました。

（内部統制システムに関する基本方針）

当社は、誠実で透明性の高い経営活動の推進が不可欠と考え、CSR（企業の社会的責任）を重視した経営理念を策定している。その経営理念の実現を図るべく、取締役及び取締役会はリスク管理の徹底及び法令等の遵守、並びに業務の適正かつ効率的な遂行を確保するため、経営活動に関わるすべての行動について会社法に基づき、内部統制基本方針を策定し、これを実施する。（会社法第362条第4項第6号）

（1）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（会社法施行規則第100条第1項第1号）

取締役の業務執行について取締役会規則及び社内規則に則り、取締役会議事録、重要な会議の記録等情報の適切な保存及び管理を行う。

（2）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（会社法施行規則第100条第1項第2号）

- ① リスク管理規則、対策本部規定を定め、それに則りコンプライアンス、財務、情報、品質安全衛生環境、事業継続等に関するリスク管理体制を整備・運用し、損失の危険の管理を行う。また、必要に応じ研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。
- ② リスクマネジメント委員会は、リスクマネジメントの推進を図り、内部監査部門の監査等を通じて、リスク管理体制の継続的改善に取り組む。
- ③ リスクマネジメント委員会によるリスク管理体制の下、役職員はリスク発生時に迅速な情報伝達及び緊急時の対応を迅速・適切に行う。また、同委員会は適宜対策本部を設置し、損害の拡大等を防止し、これを最小限に止める活動を行う。

（3）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（会社法施行規則第100条第1項第3号）

取締役による業務執行を適正かつ効率的に行うため、取締役会規則、執行役員

制度、執行役員規則及び決裁権限基準等社内規則を整備し、もって取締役会の活性化と意思決定の迅速化を図る。

(4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号)(会社法施行規則第100条第1項第4号)

- ① 取締役会は、取締役その他役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、CSR基本方針、行動規範を定め、企業倫理を確立し、反社会的勢力排除も含め、コンプライアンスの徹底を図る。
 - ② リスクマネジメント委員会は、コンプライアンスの基本方針またはガイドラインを策定し、会社全体のコンプライアンスの推進を図る。各業務執行部門は、同委員会の方針に従い、研修の実施等により、コンプライアンスの推進を図る。
 - ③ 取締役会は、取締役及び使用人に、業務の執行状況を定期的且つ必要に応じて適宜報告させ、取締役及び使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。これにより、法令違反等を未然に防止すべく努めるとともに、万一、法令違反等が発生した場合には、違反者を厳正に処分するとともに、更に再発防止のための社内体制を整備し、運用する。
 - ④ 内部監査部門は、社内規則に則り、内部監査を実施し、使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証し、その結果を取締役に報告する。
 - ⑤ コンプライアンスに関し、法令違反等の事実の通報を行わせる公益通報者保護法の趣旨を社内に周知・徹底させるとともに企業不祥事を未然に防止するためコンプライアンス相談窓口を設置する。
- (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第5号)
- ① 取締役会は、取締役会規則に則り、グループ会社の経営方針・経営計画その他経営に関する重要事項を決議し、当社を含めたグループ全体の業務の適正を確保するための体制及び財務報告の信頼性等を確保するための体制を整備し、運用する。
 - ② 取締役または執行役員は、関係会社管理規定に従い、グループ会社に対して業務執行における重要事項について報告を求めるとともに必要に応じて協議する。
 - ③ グループ会社各社にコンプライアンス委員会を設置し、研修等を通じてコンプライアンスの周知・徹底を図る。また、その業態に応じて規則の整備等を行う。
 - ④ 内部監査部門は、取締役会において決議されたグループ会社の経営方針並びに関係会社管理規定に基づき、内部監査規則に則り、グループ会社の業務遂行状況及び管理等の適正さについて監査を行い、その結果を取締役に報告する。

- (6) 監査役に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号～第4号）
- 1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役または監査役会が求めた場合には、取締役、執行役員等の指揮命令に属さない使用人を選任する。
 - 2) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
補助すべき使用人に関する人事異動等については、監査役または監査役会の事前承認を必要とする。
 - 3) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ① 取締役及び使用人は、法令・定款に違反するおそれのある事項等企業経営に影響を及ぼす重要な事項について規則を整備し、これに則り監査役に報告する。
 - ② 内部監査部門は、内部監査に関する結果について監査役に報告する。
 - 4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査役及び監査役会は内部監査部門と随時連絡、連携を行い、必要に応じ、その他関係部門に協力を求めることができる。
 - ② 監査役は業務の適正を確保するために重要な会議へ出席することができる。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

(当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針)

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の意思により判断されるべきであると考えております。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大規模買付行為又はこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、ならびに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

そのため、当社取締役会は、万一、当社の支配権の移転を伴う大量買付を意図する者が現れた場合は、買付者に買付の条件ならびに買収した場合の経営方針、事業計画等に関する十分な情報を提供させ、当社の取締役会や株主がその内容を検討し、あるいは当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間を確保することが、最終判断者である株主の皆様に対する当社取締役会の責務であると考えております。

(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための具体的な取組み)

上記基本方針に基づき、平成19年6月28日開催の定時株主総会において株主の皆様からご承認をいただいて導入いたしました、特定株主グループによる当社株式の大規模買付行為に対する対応策（以下、「本プラン」といいます。）においては、①事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというルールを設定しております。本プランの詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.penta-ocean.co.jp/ir/>）に掲載しております。

当社は、本プランを、今後とも引き続き堅持し、株主の皆様の公平な利益の確保に努める所存です。

(当該取組みが、株主の共同の利益を損なうものでなく、会社役員の地位の維持を目的とするものでない理由)

本プランは、上述の通り、平成19年6月28日開催の定時株主総会において、ご賛同いただいたものです。本プランの有効期間は、決議から3年間（平成22年6月に開催予定の定時株主総会時まで）であり、それ以前であっても、株主総会もしくは取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、その時点で廃止されます。

本プランは、取締役会の決議によりいつでも廃止することができるため、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策（デッドハンド型）ではありません。また、定款で取締役の任期为1年と定めており、期差任期制を採用していないため、発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策（スロー・ハンド型）でもありません。

さらに、本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足された場合のみ、発動されるように設定されております。その発動及び廃止等の運用に際しての客観的な諮問機関として、社外取締役及び社外監査役よりなる独立委員会を設置しており、取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

したがって、本プランは株主の共同の利益を損なうものでなく、会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来に備え経営基盤の強化を図るとともに、経営環境や業績などを勘案し、可能な範囲で、株主の皆様に対して長期的かつ安定的に配当することを基本方針としております。また、内部留保につきましては、技術開発や設備投資など企業価値向上のための投資等に活用し、将来の事業発展を通じて、株主の皆様還元させていただくこととしております。

なお、当期の株主配当金につきましては、当期純利益13億円を計上したものの、株式市場の低迷の影響ならびに株式の一部を退職給付信託へ拠出したことにより、その他有価証券評価差額金が62億円減少し、当期末の純資産が前期末に比べて48億円減少したことから、内部留保の充実を図るため、無配とさせていただきます。株主の皆様には、平成14年度以降、6期連続して無配が続いておりますことを、深くお詫び申し上げます。

次期、すなわち第59期（平成21年3月期）につきましては、平成14年度以来取り組んできた財務健全化に目途が立ったこと、ならびに厳しい受注競争の中、2期連続で受注が増加する等、本業収益力強化が実りつつあることから、新中期経営計画「Advance 21」の初年度が復配の時期と判断し、1株当たり2円の配当を行う予定です。次期の業績目標達成ならびに次年度末の復配に向け、全社員一丸となって取り組んでまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

（注） 本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率等は表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成20年 3 月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	340,233	(負 債 の 部)	286,370
I 流 動 資 産	245,388	I 流 動 負 債	230,816
現 金 預 金	33,421	支払手形・工事未払金等	117,960
受取手形・完成工事未収入金等	136,002	短 期 借 入 金	63,188
有 価 証 券	102	未 払 法 人 税 等	743
未成工事支出金等	33,514	未成工事受入金等	28,910
た な 卸 不 動 産	12,740	完成工事補償引当金	571
未 収 入 金	19,881	賞 与 引 当 金	1,678
繰 延 税 金 資 産	8,018	工 事 損 失 引 当 金	715
そ の 他	2,867	そ の 他	17,047
貸 倒 引 当 金	△1,160		
II 固 定 資 産	94,844	II 固 定 負 債	55,553
(1) 有形固定資産	61,271	長 期 借 入 金	45,909
建 物 ・ 構 築 物	11,198	土地再評価に係る繰延税金負債	7,216
機械・運搬具・工具器具備品	13,908	退 職 給 付 引 当 金	1,109
土 地	36,024	役員退職慰労引当金	213
建 設 仮 勘 定	124	そ の 他	1,105
そ の 他	15		
(2) 無形固定資産	568	(純 資 産 の 部)	53,862
(3) 投資その他の資産	33,005	I 株 主 資 本	52,147
投 資 有 価 証 券	14,463	資 本 金	28,070
長 期 貸 付 金	3,988	資 本 剰 余 金	20,106
繰 延 税 金 資 産	10,598	利 益 剰 余 金	3,991
そ の 他	10,555	自 己 株 式	△20
貸 倒 引 当 金	△6,601	II 評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,703
		その他有価証券評価差額金	△1,973
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△32
		土地再評価差額金	3,539
		為替換算調整勘定	170
		III 少 数 株 主 持 分	11
資 産 合 計	340,233	負 債 純 資 産 合 計	340,233

連結損益計算書

(自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 売上高		
完成工事高	337,475	
開発事業等売上高	15,333	352,808
II 売上原価		
完成工事原価	312,522	
開発事業等売上原価	13,758	326,280
売上総利益		
完成工事総利益	24,953	
開発事業等総利益	1,574	26,527
III 販売費及び一般管理費		17,687
営業利益		8,840
IV 営業外収益		
受取利息・有価証券利息	265	
受取配当金	333	
不動産賃貸料	198	
その他	256	1,054
V 営業外費用		
支払利息	2,993	
為替差損	1,316	
持分法による投資損失	6	
その他	482	4,798
経常利益		5,096
VI 特別利益		
前期損益修正益	195	
退職給付信託設定益	3,068	
その他	212	3,476
VII 特別損失		
前期損益修正損	451	
前貸倒引当金繰入額	2,633	
減損損失	735	
その他	424	4,244
税金等調整前当期純利益		4,328
法人税、住民税及び事業税	899	
法人税等調整額	873	1,772
少数株主損失		15
当期純利益		2,570

連結株主資本等変動計算書

（自 平成19年4月1日）
（至 平成20年3月31日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
前 期 末 残 高	28,070	20,106	4,102	△15	52,264
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益			2,570		2,570
土地再評価差額金取崩額			△2,682		△2,682
自己株式の取得				△5	△5
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△111	△5	△116
当 期 末 残 高	28,070	20,106	3,991	△20	52,147

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					少数株主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有 価証券評 価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換 算差額等 合 計		
前 期 末 残 高	4,276	△5	857	188	5,317	24	57,605
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益							2,570
土地再評価差額金取崩額							△2,682
自己株式の取得							△5
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△6,249	△27	2,682	△18	△3,613	△13	△3,626
当 期 変 動 額 合 計	△6,249	△27	2,682	△18	△3,613	△13	△3,742
当 期 末 残 高	△1,973	△32	3,539	170	1,703	11	53,862

連 結 注 記 表

1. 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示している。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲

① 連結子会社の数 25社

すべての子会社を連結している。

主要な連結子会社の名称

五栄土木(株)、洋伸建設(株)、九州洋伸建設(株)、ペンタビルダーズ(株)、警固屋船渠(株)

② 連結の範囲の変更

長崎総合管理(株)は会社清算終了により、また、モダンマインド社は株式売却により子会社ではなくなったため、連結の範囲から除外した。

新規に設立したペンタ保険サービス(株)を新たに連結の範囲に含めた。

(2) 持分法の適用

① 持分法適用会社の数 2社

すべての関連会社に対する投資について、持分法を適用している。

持分法適用会社の名称

ジャイワット(株)、羽田空港国際線エプロンPFI(株)

② 持分法適用の範囲の変更

計測情報システム(株)は、会社清算終了により持分法適用の範囲から除外した。

(3) 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社のうち、在外連結子会社8社の決算日は12月31日である。連結計算書類作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用している。ただし1月1日から3月31日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な修正を行っている。

(4) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ……………時価法

なお、ヘッジ取引についてはヘッジ会計によっている。

③ たな卸資産

未成工事支出金……………個別法による原価法

たな卸不動産……………個別法による原価法

材料貯蔵品……………先入先出法による原価法

なお、未成工事支出金を除くたな卸資産の連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。

(5) 重要な固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産…………… 当社及び国内連結子会社は主として定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっており、在外連結子会社は主に定額法を採用している。

なお、耐用年数及び残存価額は主として法人税法の定めと同一の基準によっている。

（会計処理の変更）

法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令83号））に伴い、当連結会計年度から平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。これにより、前連結会計年度と同一の方法によった場合と比較して営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ94百万円減少している。

（追加情報）

当連結会計年度から、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっている。これにより、前連結会計年度と同一の方法によった場合と比較して営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ195百万円減少している。

② 無形固定資産…………… 定額法

ただし、採掘権については生産高比例法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ 長期前払費用…………… 定額法

(6) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率を基礎にした将来の貸倒損失の発生見込率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の実績を基礎に将来の瑕疵補償見込を加味して計上している。

③ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給対象期間基準を基礎とした支給見込額を計上している。

④ 工事損失引当金

当連結会計年度末手持工事のうち、損失の発生が見込まれるものについて将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上している。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。

なお、一部の連結子会社の退職一時金制度については簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）によって計上している。

会計基準変更時差異については、15年で均等按分した額を費用処理している。

過去勤務債務は全額発生時の損益として計上することとしており、各連結会計年度の数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしている。

⑥ 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定（内規）に基づく連結会計年度末要支給額を計上している。

（追加情報）

当社は、平成19年6月に役員退職慰労金制度（執行役員を含む）を廃止し、廃止日までの在任期間に対応する退職慰労金については、各役員及び執行役員の退任時に支給することとした。これに伴い、役員退職慰労引当金及び退職給付引当金に含めて計上していた執行役員に係る退職慰労引当金は全額取崩し、退任時に支給すべき未払額は、固定負債の「その他」に含めて計上している。

⑦ 関係会社整理損失引当金

関係会社の整理に係る損失に備えるため、その資産内容等を勘案し、損失が発生することが見込まれる額を計上している。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 完成工事高の計上基準

完成工事高の計上は工事完成基準によっているが、長期大型工事（請負金額が1億円以上で、かつ工期が1年を超える工事）については工事進行基準を適用している。

② リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

③ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

(8) 連結子会社の資産及び負債の評価方法

連結子会社の資産及び負債の評価方法は全面時価評価法によっている。

3. 表示方法の変更

- (1) 前連結会計年度において区分掲記していた特別利益の「固定資産売却益」（当連結会計年度140百万円）は、金額的重要性及び区分掲記の必要性を見直して、当連結会計年度より特別利益の「その他」に含めて表示している。
- (2) 前連結会計年度において区分掲記していた特別利益の「投資有価証券売却益」（当連結会計年度53百万円）は、金額的重要性及び区分掲記の必要性を見直して、当連結会計年度より特別利益の「その他」に含めて表示している。
- (3) 前連結会計年度において区分掲記していた特別損失の「固定資産売却損」（当連結会計年度39百万円）は、金額的重要性及び区分掲記の必要性を見直して、当連結会計年度より特別損失の「その他」に含めて表示している。
- (4) 前連結会計年度において特別損失の「その他」に含めて表示していた「貸倒引当金繰入額」（前連結会計年度462百万円）は、金額的重要性及び区分掲記の必要性を見直して、当連結会計年度より区分掲記している。

4. 連結貸借対照表関係

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 76,577百万円

(2) 担保に供している資産

下記資産は工事契約保証金の代用等として差入れている。

有価証券 1百万円

投資有価証券 410百万円

建物 98百万円

土地 66百万円

なお、上記担保のうち、土地及び建物に対応する債務は短期借入金500百万円である。

(3) 保証債務

銀行借入金保証 1,784百万円

住宅分譲前金保証 429百万円

(4) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、平成12年3月31日付で事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に対する税金相当額を「土地再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額3,539百万円を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

なお、再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は、12,271百万円である。

5. 連結株主資本等変動計算書関係

発行済株式の種類及び総数 普通株式 245,763千株

6. 一株当たり情報

(1) 一株当たりの純資産 219円 19銭

(2) 一株当たりの当期純利益 10円 46銭

7. 重要な後発事象

該当なし。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成20年 5 月13日

五洋建設株式会社

取締役会 御 中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 高 橋 秀 法 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中 川 政 人 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、五洋建設株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、五洋建設株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸 借 対 照 表

(平成20年 3 月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	307,210	(負 債 の 部)	258,500
I 流 動 資 産	224,272	I 流 動 負 債	210,391
現 金 預 金	24,960	支 払 手 形	20,408
受 取 手 形	8,404	工 事 未 払 金	86,954
完成工事未収入金	119,461	短 期 借 入 金	59,950
有 価 証 券	102	未 払 金	1,596
販 売 用 不 動 産	7,134	未 払 法 人 税 等	397
未 成 工 事 支 出 金	26,668	未 成 工 事 受 入 金	24,989
開 発 事 業 等 支 出 金	4,706	預 り 金	10,045
材 料 貯 蔵 品	832	完成工事補償引当金	545
短 期 貸 付 金	2,195	賞 与 引 当 金	1,431
未 収 入 金	20,666	工 事 損 失 引 当 金	671
繰 延 税 金 資 産	7,817	そ の 他	3,402
そ の 他	2,302		
貸 倒 引 当 金	△981	II 固 定 負 債	48,108
II 固 定 資 産	82,938	長 期 借 入 金	39,697
(1) 有 形 固 定 資 産	49,072	土地再評価に係る繰延税金負債	7,216
建 物 ・ 構 築 物	10,300	退 職 給 付 引 当 金	712
機 械 ・ 運 搬 具	3,942	関係会社開発事業損失引当金	90
工 具 器 具 ・ 備 品	460	そ の 他	392
土 地	34,266		
建 設 仮 勘 定	101	(純 資 産 の 部)	48,710
(2) 無 形 固 定 資 産	505	I 株 主 資 本	47,150
(3) 投 資 其 他 の 資 産	33,360	(1) 資 本 金	28,070
投 資 有 価 証 券	14,287	(2) 資 本 剰 余 金	20,106
関 係 会 社 株 式	1,205	資 本 準 備 金	10,000
長 期 貸 付 金	3,967	そ の 他 資 本 剰 余 金	10,106
破 産 債 権、更 生 債 権 等	5,947	(3) 利 益 剰 余 金	△1,005
長 期 前 払 費 用	190	そ の 他 利 益 剰 余 金	△1,005
繰 延 税 金 資 産	10,166	繰 越 利 益 剰 余 金	△1,005
そ の 他	3,935	(4) 自 己 株 式	△20
貸 倒 引 当 金	△6,340	II 評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,559
		(1) その他有価証券評価差額金	△1,972
		(2) 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△7
		(3) 土 地 再 評 価 差 額 金	3,539
資 産 合 計	307,210	負 債 純 資 産 合 計	307,210

損 益 計 算 書

(自 平成19年4月1日)
(至 平成20年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 売 上 高		
完 成 工 事 高	312,526	
開 発 事 業 等 売 上 高	5,329	317,856
II 売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	289,296	
開 発 事 業 等 売 上 原 価	5,865	295,161
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益	23,230	
開 発 事 業 等 総 損 失	535	22,694
III 販売費及び一般管理費		15,914
営 業 利 益		6,780
IV 営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	634	
そ の 他	367	1,002
V 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,996	
為 替 差 損	1,242	
そ の 他	462	4,701
経 常 利 益		3,081
VI 特 別 利 益		
前 期 損 益 修 正 益	149	
退 職 給 付 信 託 設 定 益	3,068	
そ の 他	61	3,280
VII 特 別 損 失		
前 期 損 益 修 正 損	450	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	2,402	
減 損 損 失	437	
そ の 他	261	3,551
税 引 前 当 期 純 利 益		2,810
法人税、住民税及び事業税	364	
法 人 税 等 調 整 額	1,056	1,420
当 期 純 利 益		1,389

株主資本等変動計算書

(自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自 己 株 式	株 資 合 本 計
					その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 合 計		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
前 期 末 残 高	28,070	10,000	10,106	20,106	4,000	△3,713	286	△15	48,447
当 期 変 動 額									
別途積立金の取崩					△4,000	4,000	—		—
当 期 純 利 益						1,389	1,389		1,389
土地再評価差額金取崩額						△2,682	△2,682		△2,682
自己株式の取得								△5	△5
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△4,000	2,707	△1,292	△5	△1,297
当 期 末 残 高	28,070	10,000	10,106	20,106	—	△1,005	△1,005	△20	47,150

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 計 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
前 期 末 残 高	4,274	△5	857	5,126	53,574
当 期 変 動 額					
別途積立金の取崩					—
当 期 純 利 益					1,389
土地再評価差額金取崩額					△2,682
自己株式の取得					△5
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△6,247	△1	2,682	△3,566	△3,566
当 期 変 動 額 合 計	△6,247	△1	2,682	△3,566	△4,864
当 期 末 残 高	△1,972	△7	3,539	1,559	48,710

個 別 注 記 表

1. 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示している。

2. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ……………時価法

なお、ヘッジ取引についてはヘッジ会計によっている。

③ たな卸資産

販売用不動産……………個別法による原価法

未成工事支出金……………個別法による原価法

開発事業等支出金……………個別法による原価法

材料貯蔵品……………先入先出法による原価法

なお、未成工事支出金を除くたな卸資産の貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。

(2) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産……………定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法

なお、耐用年数及び残存価額は法人税法の定めと同一の基準によっている。

（会計処理の変更）

法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令83号））に伴い、当事業年度から平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比較して営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ83百万円減少している。

（追加情報）

当事業年度から、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年間で均等償却する方法によっている。これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比較して営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ144百万円減少している。

② 無形固定資産……………定額法

ただし、採掘権については生産高比例法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

③ 長期前払費用……………定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率を基礎にした将来の貸倒損失の発生見込率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の実績を基礎に将来の瑕疵補償見込を加味して計上している。

③ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給対象期間基準を基礎とした支給見込額を計上している。

④ 工事損失引当金

当事業年度末手持工事のうち、損失の発生が見込まれるものについて将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上している。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上している。

なお、会計基準変更時差異については、15年で均等按分した額を費用処理している。

過去勤務債務は全額発生時の損益として計上することとしており、各事業年度の数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしている。

⑥ 関係会社開発事業損失引当金

関係会社における開発事業の損失に備えるため、関係会社の資産内容、事業計画等を個別に検討し、当社が損失を負担することが見込まれる額を計上している。

⑦ 役員退職慰労引当金

（追加情報）

平成19年6月に役員退職慰労金制度（執行役員を含む）を廃止し、廃止日までの在任期間に対応する退職慰労金については、各役員及び執行役員の退任時に支給することとした。これに伴い、役員退職慰労引当金及び退職給付引当金に含めて計上していた執行役員に係る退職慰労引当金は全額取崩し、退任時に支給すべき未払額は、固定負債の「その他」に含めて計上している。

(4) 完成工事高の計上基準

完成工事高の計上基準は工事完成基準によっているが、長期大型工事（請負金額が1億円以上で、かつ工期が1年を超える工事）については工事進行基準を採用している。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が、借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっている。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

3. 表示方法の変更

- (1) 前事業年度において営業外費用の「その他」に含めて表示していた「為替差損」（前事業年度463百万円）は、金額的重要性及び区分掲記の必要性を見直して、当事業年度より区分掲記している。

- (2) 前事業年度において区分掲記していた特別利益の「固定資産売却益」（当事業年度47百万円）は、金額的重要性及び区分掲記の必要性を見直して、当事業年度より特別利益の「その他」に含めて表示している。
- (3) 前事業年度において区分掲記していた特別利益の「投資有価証券売却益」（当事業年度3百万円）は、金額的重要性及び区分掲記の必要性を見直して、当事業年度より特別利益の「その他」に含めて表示している。
- (4) 前事業年度において特別損失の「その他」に含めて表示していた「貸倒引当金繰入額」（前事業年度462百万円）は、金額的重要性及び区分掲記の必要性を見直して、当事業年度より区分掲記している。

4. 貸借対照表関係

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 52,859百万円 |
| (2) 関係会社に対する短期金銭債権 | 4,712百万円 |
| 関係会社に対する長期金銭債権 | 396百万円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 6,383百万円 |

(3) 退職給付信託

項 目	一時金制度	確定給付企業年金制度
退職給付信託控除前引当金	6,543百万円	3,297百万円
退職給付信託設定額	5,830百万円	3,649百万円
退職給付信託控除後引当金	712百万円	—
退職給付信託控除後前払年金費用	—	352百万円

(4) 担保に供している資産

下記資産は、工事契約保証金等の代用として差入れている。

有価証券	1百万円
投資有価証券	369百万円
関係会社株式	75百万円

(5) 保証債務

銀行借入金保証	8,957百万円
住宅分譲前金保証	429百万円

- (6) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、平成12年3月31日（第50期）付で事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に対する税金相当額を「土地再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額 3,539百万円を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

なお、再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は、12,271百万円である。

5. 損益計算書関係

- | | |
|--------------------|------------|
| (1) 工事進行基準による完成工事高 | 180,188百万円 |
| (2) 関係会社との取引高 | |
| 売上高のうち関係会社に対する部分 | 1,566百万円 |
| 売上原価のうち関係会社からの仕入高 | 24,069百万円 |
| 関係会社との営業取引以外の取引高 | 265百万円 |

自己株式の種類及び数

普通株式

81千株

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

販売用不動産等評価損

4,889百万円

繰越欠損金

9,264百万円

貸倒引当金

1,618百万円

その他

5,358百万円

繰延税金資産小計

21,130百万円

評価性引当額

△3,106百万円

繰延税金資産合計

18,024百万円

繰延税金負債

未成工事支出金中未払事業所税他

△41百万円

繰延税金負債合計

△41百万円

繰延税金資産の純額

17,983百万円

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している電子計算機等がある。

子会社

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ペンタオーシャン・ドレッシング・パナマ社	100% (一)	当社グループに対して船舶等の賃貸をしている。なお、当社において債務保証をしている。	保証債務	7,110 百万円	—	—

ペンタオーシャン・ドレッシング・パナマ社の銀行借入金につき、債務保証を行ったものである。

(1) 一株当たりの純資産

198円 26銭

(2) 一株当たりの当期純利益

5円 66銭

該当事項なし。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成20年 5 月13日

五洋建設株式会社

取締役会 御 中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 高 橋 秀 法 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中 川 政 人 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、五洋建設株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2項の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

なお、同報告書に記載のとおり、当社は、当連結会計年度に、防衛施設庁発注工事並びに名古屋地下鉄工事をめぐる談合事件に関連して、公正取引委員会より排除措置命令等を受けるとともに、国土交通省より2度にわたり営業停止処分を受けました。また、本年4月に、当社子会社顧問が贈賄容疑で逮捕・起訴されるという事態となりました。再発防止のため全社を挙げて、より実効あるリスクマネジメント体制を構築しなければならないと考えております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年 5 月15日

五洋建設株式会社 監査役会

常勤監査役 川 本 宏 祐 ⑩

常勤監査役 黒 川 薫 ⑩

常勤監査役 横大路 啓 司 ⑩

監査役 小 松 孝 明 ⑩

(注) 監査役黒川薫、監査役横大路啓司、及び監査役小松孝明は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役9名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって現在の取締役全員が任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

その候補者は次の通りであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴及び他の法人等の代表者であるときはその状況	所有する 当社の株式数
1	村 重 芳 雄 (昭和16年4月11日生)	昭和40年4月 当社入社 平成10年6月 当社取締役 中国支店副支店長 平成12年4月 当社取締役 中国支店長 平成12年6月 当社常務取締役 同上 平成14年6月 当社常務執行役員 同上 平成17年4月 当社専務執行役員 同上 平成17年6月 当社代表取締役 兼 執行役員副社長 土木部門担当 平成18年3月 当社代表取締役 兼 執行役員副社長 土木部門担当 兼 土木営業本部長 平成18年5月 当社代表取締役社長 兼 執行役員社長 (現在に至る)	28,500株
2	川 上 和 行 (昭和23年4月24日生)	昭和46年4月 当社入社 平成8年6月 当社取締役 建築営業部門第一本部長 平成9年6月 当社常務取締役 同上 平成9年11月 当社常務取締役 建築営業本部長 平成10年6月 当社常務取締役 建築本部長 平成11年8月 当社常務取締役 東京支社建築支店長 平成14年4月 当社常務取締役 建築部門担当 平成14年6月 当社取締役 兼 常務執行役員 建築営業本部長 平成15年1月 当社取締役 兼 執行役員 同上 平成15年6月 当社取締役 兼 執行役員 建築部門管掌 平成16年6月 当社取締役 兼 専務執行役員 同上 平成17年6月 当社代表取締役 兼 専務執行役員 同上 平成18年4月 当社代表取締役 兼 執行役員副社長 建築部門担当 平成19年4月 当社代表取締役 兼 執行役員副社長 建築部門担当 兼 建築営業本部長 平成20年4月 当社代表取締役 兼 執行役員副社長 建築部門長 兼 建築営業本部長 (現在に至る)	31,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴及び他の法人等の代表者であるときはその状況	所 有 す る 当社の株式数
3	津 田 映 (昭和26年3月23日生)	昭和48年4月 当社入社 平成12年6月 当社取締役 管理本部長 兼 財務部長 平成13年10月 当社取締役 経営管理本部長 兼 財務部長 平成14年4月 当社常務取締役 同上 平成14年6月 当社取締役 兼 常務執行役員 同上 平成15年1月 当社取締役 兼 執行役員 同上 平成15年4月 当社取締役 兼 執行役員 経営管理本部長 平成16年6月 当社取締役 兼 常務執行役員 同上 平成18年4月 当社取締役 兼 専務執行役員 同上 平成18年5月 当社代表取締役 兼 専務執行役員 同上 平成19年4月 当社代表取締役 兼 専務執行役員 経営管理本部長 兼 国際事業本部担当 兼 CSR推進委員会担当 平成20年4月 当社代表取締役 兼 専務執行役員 経営管理本部長 兼 国際事業本部担当 兼 CSR推進室長 兼 安全環境担当 (現在に至る)	47,574株
4	近 藤 浩 右 (昭和26年11月6日生)	昭和51年4月 当社入社 平成14年6月 当社執行役員 東京支社土木支店長 平成15年12月 当社執行役員 土木部門土木営業本部副本部長 平成17年4月 当社常務執行役員 土木部門土木営業本部長 平成17年6月 当社取締役 兼 常務執行役員 同上 平成18年3月 当社取締役 兼 常務執行役員 土木部門担当 平成19年4月 当社取締役 兼 常務執行役員 土木部門土木営業本部長 (現在に至る)	20,500株
5	滝 本 義 久 (昭和24年3月7日生)	昭和47年4月 当社入社 平成17年4月 当社執行役員 総務本部長 兼 総務部長 平成17年6月 当社取締役 兼 執行役員 同上 平成19年4月 当社取締役 兼 執行役員 経営管理本部副本部長 兼 総合監査部担当 兼 経営管理本部総務部長 平成20年4月 当社取締役 兼 常務執行役員 安全環境本部長 兼 総合監査部担当 (現在に至る)	11,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴及び他の法人等の代表者であるときはその状況	所 有 す る 当社の株式数
6	齋 藤 雅 文 (昭和26年 1 月20日生)	昭和48年 4 月 当社入社 平成17年 4 月 当社執行役員 建築部門建築本部長 平成17年 6 月 当社取締役 兼 執行役員 同上 平成20年 4 月 当社取締役 兼 常務執行役員 同上 (現在に至る)	8,500株
7	友 田 順 久 (昭和13年10月31日生)	平成 5 年 5 月 株式会社富士銀行専務取締役 平成 7 年 6 月 同行常任監査役 平成 8 年 5 月 富士銀ファクター株式会社 代表取締役社長 平成10年 6 月 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役社長 平成14年 2 月 芙蓉オートリース株式会社 取締役会長 平成14年 6 月 芙蓉総合リース株式会社 取締役会長 (平成15年 6 月 退任) 当社取締役 (現在に至る) 平成15年 6 月 株式会社ジェイティービー 監査役 (平成19年 6 月 退任)	11,000株
8	井 田 潔 志 (昭和24年 2 月23日生)	昭和46年 4 月 当社入社 平成16年 6 月 当社執行役員 北陸支店長 平成17年 6 月 当社常務執行役員 中国支店長 平成20年 4 月 当社専務執行役員 土木部門長 兼 土木本部長 兼 技術研究所担当 (現在に至る)	23,500株
9	佐々木 邦彦 (昭和26年 8 月 6 日生)	昭和49年 4 月 当社入社 平成18年 4 月 当社執行役員 人事部長 兼 総務本部副本部長 平成19年 4 月 当社執行役員 人事部長 兼 経営管理本部副本部長 (現在に至る)	32,500株

- (注) 1. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 友田順久氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役候補者であります。
なお、当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
また、第1号議案をご承認いただいた場合に、当社と友田順久氏との間で、当社定款第30条第2項に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
3. 友田順久氏を取締役候補者とした理由は、次のとおりです。
友田順久氏は、企業経営に関する豊富な経験と広い知識を有しており、建設業の経営についても深い見識を備えていることから、当社の経営の重要事項の決定と業務遂行の監督等に十分な役割を果たすことができると考えております。
4. 社外取締役候補者在任中の当社の法令違反については、防衛施設庁発注工事を巡る談合事件に関連して、平成19年6月に公正取引委員会より排除措置命令等を受け、国土交通省より平成19年10月9日から30日間の営業停止処分を受けました。また、名古屋市発注地下鉄工事を巡る談合事件に関連して、平成19年11月に公正取引委員会より排除措置命令を受け、国土交通省より平成20年4月7日から30日間の営業停止処分を受けました。友田順久氏は、日頃から法令遵守の視点に立った提言等を行い、また発生後には、実効性のある再発防止体制構築について意見表明を行うなどその職責を果たしております。

第2号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役黒川薫氏及び横大路啓司氏が任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。監査役候補者は次の通りです。

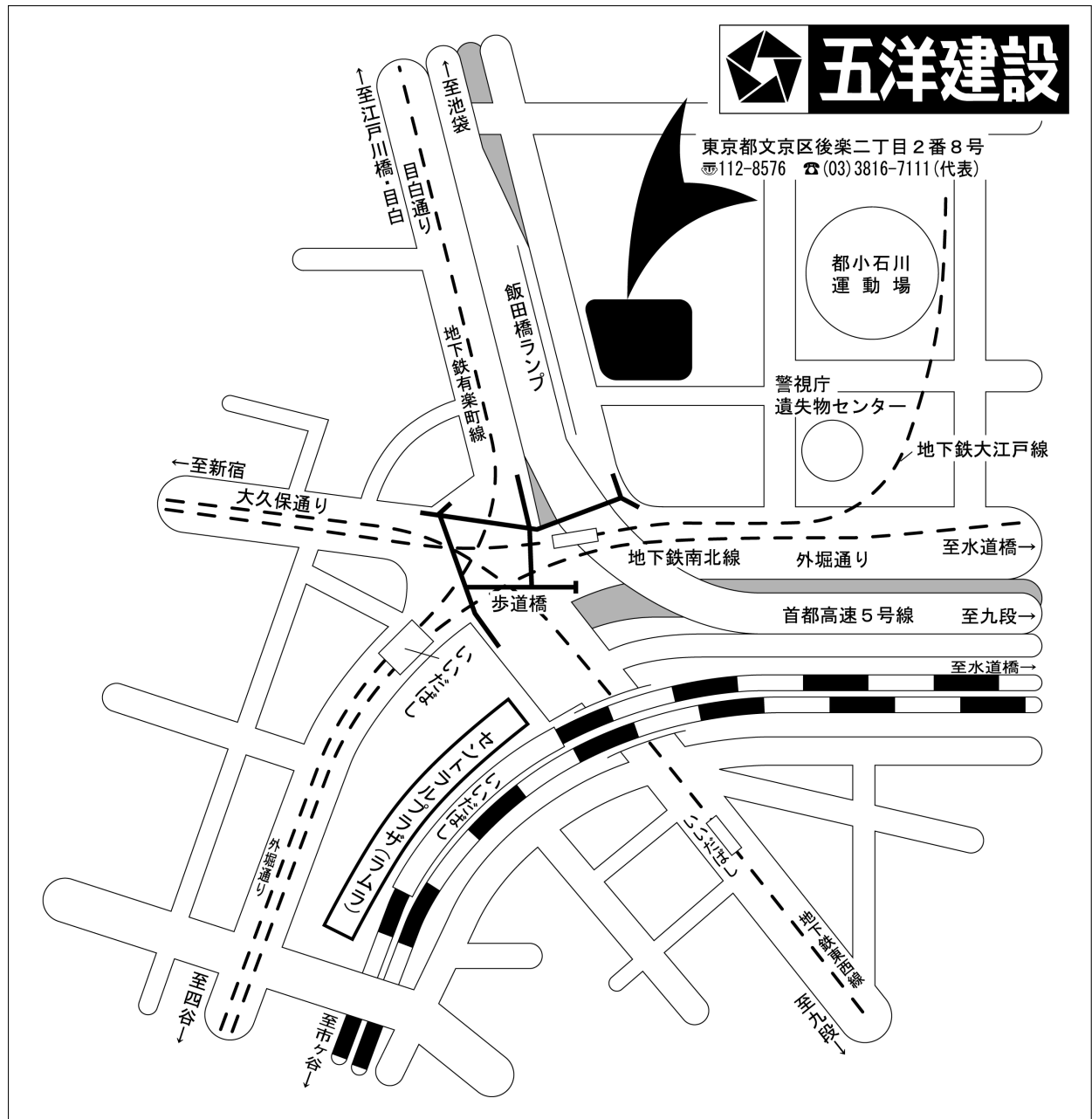
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の法人等の代表者であるときはその状況	所有する 当社の株式数
1	黒川 薫 (昭和24年11月16日生)	平成10年5月 株式会社日本興業銀行 金融市場営業部長 平成12年6月 フォトネットジャパン株式会社（現ジグノシステムジャパン株式会社） 経営管理部長 平成13年3月 興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社（現D I A Mアセットマネジメント株式会社）常務取締役 平成16年6月 当社常勤監査役 (現在に至る)	7,000株
2	笹野 真民 (昭和22年6月18日生)	平成13年7月 安田生命保険相互会社 取締役 東北本部長 平成16年1月 明治安田生命保険相互会社 執行役員 平成17年4月 明治安田こころの健康財団 理事長 (現在に至る)	1,000株

- (注) 1. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 黒川薫氏及び笹野真民氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役候補者であります。
黒川薫氏の当社の社外監査役としての在任期間は、本総会終了時をもって4年となります。
また、第2号議案をご承認いただいた場合に、当社は黒川薫氏及び笹野真民氏との間で、当社定款第41条第2項に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
3. 黒川薫氏及び笹野真民氏を監査役候補者とした理由は、次のとおりです。
黒川薫氏は、企業経営に関する豊富な経験と広い知識を有しており、建設業の経営についても深い見識を備えていることから、引き続き、監査役としての職務を遂行していただくことで、当社の監査体制強化に十分な役割を果たすことができると考えております。
笹野真民氏は、これまで安田生命保険相互会社の取締役を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験と広い知識を有していることから、当社の監査体制強化に十分な役割を果たすことができると考えております。
4. 社外監査役候補者在任中の当社の法令違反については、新潟市発注工事を巡る談合事件に関連して、平成18年8月に公正取引委員会より審決を受け、国土交通省より平成18年11月24日から15日間の営業停止処分を受けました。防衛施設庁発注工事を巡る競売入札妨害事件に関連して、平成18年3月に当社社員が略式起訴を受け、国土交通省より平成18年5月26日より30日間の営業停止処分を受けました。さらに、同工事を巡る談合事件に関連して、平成19年6月に公正取引委員会より排除措置命令等を受け、国土交通省より平成19年10月9日から30日間の営業停止処分を受けました。また、名古屋市発注地下鉄工事を巡る談合事件に関連して、平成19年11月に公正取引委員会より排除措置命令を受け、国土交通省より平成20年4月7日から30日間の営業停止処分を受けました。黒川薫氏は、日頃から法令遵守の視点に立った提言等を行い、また発生後には、実効性のある再発防止体制構築について意見表明を行うなどその職責を果たしております。

以 上

総会々場ご案内図



- ・ 交 通
- * JR総武線飯田橋駅東口から徒歩5分
 - * 地下鉄東西線飯田橋駅A3出口から徒歩5分
 - * 地下鉄有楽町線飯田橋駅B1出口から徒歩5分
 - * 地下鉄南北線飯田橋駅B1出口から徒歩5分
 - * 地下鉄大江戸線飯田橋C2、C3出口から徒歩5分
- 《以上、各駅とも飯田橋交差点方面出口から》